

早稲田大学大学院法学研究科

2020年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「取締役の経営判断に係る責任の一考察-ドイツ
株式会社法からの示唆-」

申請者氏名 内藤 裕貴

主査 早稲田大学教授	福島洋尚
早稲田大学教授	尾崎安央
早稲田大学教授	鳥山恭一
関西学院大学教授（法学博士・ミュンスター大学）	野田輝久

内藤裕貴氏博士学位申請論文審査報告書

東北学院大学法学部准教授 内藤裕貴氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2019年1月31日、その論文「取締役の経営判断に係る責任の一考察-ドイツ株式会社法からの示唆-」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2020年6月3日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の目的および内容

(1) 本論文の目的

株式会社においては、出資者である株主が、株主総会での議決権行使を通じて、会社経営の専門家である取締役を選任し（会社329条1項）、取締役は、その職務として、会社ひいては株主の利益を最大化させるために、善良な管理者の注意をもって会社の業務を執行する（会社348条1項）。取締役の善管注意義務違反に係る任務懈怠責任が特に問題となる局面として、取締役の経営判断が結果として失敗に終わったときが挙げられる。会社の業務執行者である取締役は、会社ひいては株主の利益を最大化するために常に何かしらの経営判断を迫られる。場合によって、取締役は、成功が確実に見込めるわけではない「冒険的な経営判断」をする必要が生じる。しかし、「冒険的な経営判断」をした結果として会社に損害が生じた場合に、取締役が常に任務懈怠による損害賠償責任を負うということになれば、取締役は損害賠償責任というリスクを避け、無難な経営判断しかなさなくなる。このような取締役のリスク回避志向によって冒険的な経営判断がなされなければ、会社や株主にとっても利益とならない。そこで、これらの損害賠償責任に伴う会社経営者のリスク回避などの事情に鑑みて、アメリカにおいては、経営判断原則（business judgment rule）という法理が提唱されるに至っている。経営判断原則とは、利害関係のない会社役員による経営判断について法令違反の事実がない限り、裁判所は事後的にその是非について審査しないという法理であり、アメリカでは19世紀以降の判例の集積によって生成され、発展してきたものである。

わが国においても、一般的に経営判断原則の考え方は受け入れられている。具体的には、わが国における「経営判断原則」は、裁判例において、取締役の経営判断を尊重した上で、同人の善管注意義務違反の有無を審査する判断枠組みとして表れている。とりわけ、裁判所は、取締役の善管注意義務違反の有無を審査するにあたって、行為当時の状況下において、①意思決定をする前提となった事実認識の過程（情報の収集・分析・検討）に不注意な誤りがあったか否か、および、②その事実認識に基づく意思決定の推論過程および内容が明らかに不合理なものであったか否かを審査する判断枠組みを定立している。そして、この判断枠組みをもって、日本版の経営判断原則と呼ぶこともある。

わが国における経営判断原則の研究の多くは、経営判断原則の母国であるアメリカ法

に着目したものである。ところで、ドイツにおいても、経営判断原則についての議論がなされている。ドイツも、日本法と同様に経営判断原則をアメリカ法から継受しているが、その過程には特色がある。すなわち、ドイツでは、わが国と同様に、1997年の連邦通常裁判所の判決によって経営判断原則が判例法理として継受された。2005年には同国の株式会社法にあたる株式法の改正によって、経営判断原則を明文化した規定である株式法93条1項2文が新設されるまでに至った。しかるに、2005年の立法化以後においても、経営判断原則について多くの議論が続いている。このようなドイツ法の状況に関して、わが国において、ドイツ法を比較対象として、経営判断原則について検討したものはあまり多くない。本論文は、先行研究では必ずしも十分な検討がなされていなかったドイツ法上の経営判断原則の研究を行うものである。それは、従前のアメリカ法を比較対象とした研究を相対化する上でも有用であると考えられ、ドイツ株式会社法における経営判断原則の議論を手掛かりとして、わが国における「経営判断原則」のあり方や取締役の経営判断に係る任務懈怠責任のあり方について検討を加えるものである。

(2) 本論文の構成および内容

本論文は、以下のように内容的には全3章（はじめに、第1章、第2章、第3章、終わりに）から構成される。

はじめに

第1章 ドイツにおける経営判断原則の検討

- I. 取締役構成員の注意義務と損害賠償責任
- II. ドイツにおける経営判断原則立法化以前の法的状況
- III. UMAGによる経営判断原則の立法化
- IV. 2005年株式法改正後の93条1項2文（経営判断原則）
- V. 法令違反行為と経営判断原則
- VI. 利益相反行為と経営判断原則

第2章 わが国における「経営判断原則」の検討

- I. 取締役の対会社責任と「経営判断原則」
- II. 取締役の対第三者責任と経営判断原則

第3章 結論（日本法の議論への示唆）

終わりに

第1章では、ドイツにおける経営判断原則が論じられている。具体的には、まず、ドイツにおける業務執行機関である取締役の義務と責任についての概観がなされ、次に、経営判断原則を規定する株式法93条1項2文が立法化されるに至るまでの過程、および、株式法93条1項2文が適用されるための各要件について検討が加えられている。

第1章I・II・IIIでは、ドイツにおける取締役構成員の注意義務と損害賠償責任についての概要が示された上で、経営判断原則が2005年の株式法改正によって立法化されるに至

るまでの議論状況が明らかにされている。ドイツでは、遅くとも 20 世紀中頃には経営判断原則が意識され、1997 年の連邦通常裁判所判決によって、判例法理として認められるに至っている。1999 年には株主代表訴訟制度の導入とともに、経営判断原則の立法提案がなされ、翌 2000 年にはドイツ法律家会議において経営判断原則を立法すべきとする議決がなされるなど、立法化の機運が高まった。そして、2004 年 1 月には、企業の健全性と取消権の現代化に関する法律 (UMAG) の参事官草案が公表され、株式法 93 条 1 項 2 文に経営判断原則に係る規定を新設する提案がなされた。その後、要件に関する議論を経て UMAG 政府草案が公表され、2005 年の UMAG による株式法改正によって、株主代表訴訟制度 (株式法 148 条以下) の導入とともに、株式法 93 条 1 項 2 文に「取締役構成員が、企業家的決定において適切な情報を基礎として会社の福利のために行為したと合理的に認められる場合、義務違反はない」という文言が挿入され、経営判断原則が立法化されるに至っている。さらに、ドイツでは、経営判断原則の立法化について、法的安定性の増大、経営判断原則の適用の容易化、および、純然たる経営判断の失敗は責任につながらないという意識形成を業務執行者や裁判官に促進させるといった長所が指摘される一方で、判例や学説による解釈によって発展する経営判断原則の理論形成過程が侵害されたこと、立法化によって得られる付加価値が少ないといった短所も指摘されている。

第 1 章 IV では、経営判断原則を立法化したものである株式法 93 条 1 項 2 文が適用されるための要件をめぐる解釈が明らかにされる。まず、株式法 93 条 1 項 2 文の法的性質は、取締役構成員が法令に違反しない意思決定をするに際して、取締役構成員に要求される客観的な義務を法律において具体化したものであり、株式法 93 条 1 項 2 文の要件、すなわち、①企業家的決定であること、②誠実であること、③特別の利益かつ不適切な影響力なくして行為したこと、④会社の福利のために行為したこと、および、⑤適切な情報に基づいて行為したことの 5 要件が、柔軟に解釈されていることが明らかにされている。また、株式法 93 条 1 項 2 文の要件に係る立証責任は、アメリカ法と異なり、取締役構成員側が負うことになるが、このような米独間の差異は、アメリカ法由来の経営判断原則をドイツにおける訴訟上、株式法上、経済上および政策上の基本的枠組みに適応させた結果として生じたものであることも明らかにされている。

第 1 章 V では、株式法 93 条 1 項 2 文の適用のための 5 要件のうち、上記①と③の要件については、ドイツで大いに議論されている関連論点について踏み込んだ検討が加えられている。まず法令違反行為については株式法 93 条 1 項 2 文の適用対象外となっていることが確認され、次に、取締役構成員は、その業務執行についての適法性が行為時点においてもなお不明確である場合、法的状況の調査や法的助言の取得を経たとしても、業務執行の適法性に対する疑念が完全に払拭されない場合もあり得ることが指摘されている。また、誤った法解釈による行為によって第三者に対して損害が生じた場合、学説では少なくとも会社に対する関係においては、法解釈を要する業務執行に係る取締役構成員の責任を、積極的に肯定すべきであるとは、必ずしも考えられていないことが明らかされている。加えて、かかる場合の損害賠償責任を否定する理論構成をめぐることは、取締役構成員の注意義務違反の否定による理論構成、ならびに、有責性の否定による理論構成に大別されること

が明らかされている。

第1章VIでは、合議体としての取締役において、一部の取締役構成員につき利益相反が存在する場合、他の利益相反のない取締役構成員に株式法93条1項2文が適用されるかについて検討が加えられている。ここでは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの規定に照らして、利益相反の事実の開示の有無による場合分けをしたうえで、合議体である取締役の中に利益相反取締役構成員がいる場合において、利益相反のない取締役構成員に株式法93条1項2文が適用されるかについて考察がなされている。とりわけ、利益相反の事実が開示されている場合については、利益相反取締役構成員が合議体としての取締役の意思決定の段階のうちいずれの段階まで参加していたかで、利益相反のない取締役構成員に株式法93条1項2文が適用されるかについて見解が別れることが明らかにされている。

第2章では、わが国の取締役の責任法制に着目して、対会社責任（会社423条1項）が問題となる局面での「経営判断原則」（第2章I）、および、対第三者責任（会社429条1項）が問題となる局面でのそれ（第2章II）に場合分けをしたうえで、わが国における「経営判断原則」についての検討がなされている。

第2章Iでは、取締役の対会社責任の局面において、かつては「経営判断原則」が取締役の注意義務を軽減するものとして機能すると解されていたが、現在では取締役の善管注意義務違反の有無に係る審査基準として機能すると理解されている。このような理解、およびわが国における「経営判断原則」の判断枠組みの変遷が論じられ、具体的には、経営判断に係る過程面とそこから導かれる内容面を峻別するという考え方がほぼ確定した判断基準とされてきた中、アパマンショップHD事件最高裁判決によって示された「経営判断原則」の判断枠組みは、経営判断の過程面と内容面を一応の峻別こそするが、その両者の峻別の困難さを踏まえて、いずれにも「著しい不合理さ」の有無を問う審査基準が設けられていることが明らかにされている。その上で、わが国において、取締役の経営判断に係る善管注意義務違反の有無を判断するに際して、「経営判断原則」が適用されるためには、原則として、取締役の経営判断が、①具体的な法令に違反するものではないこと、②自己または第三者の利益を図る、いわば利益相反のあるものでないこと、かつ、③単なる不作為でもないこと、の3つの要素が要求されることが確認されている。加えて、「経営判断原則」の立法化論についても論じられ、「経営判断原則」の立法化を提案する学説の目的は、取締役のセーフ・ハーバーの確立であることが明らかにされている。

第2章IIでは、取締役の対第三者責任の局面において「経営判断原則」が適用される政策的根拠を明らかにすることが試みられている。そして、①取締役の経営判断の専門性、②取締役をいわば保証人的地位に置くことに対する懸念、ならびに、③経営判断の失敗に係るリスクの債権者負担の3点が指摘され、同局面において「経営判断原則」が適用される政策的根拠が存在することが明らかにされている。

次に、「経営判断原則」の考え方が現われた裁判例につき、間接損害型の事案と直接損害型の事案に場合分けをした上での分析がなされ、①経営判断局面における取締役の第三者に対する責任の有無を分けた要素は、間接損害型・直接損害型の事案を問わず、ほとんど

差は見受けられないこと、②対会社責任型の「経営判断原則」の判断枠組みが、対第三者責任の局面で用いられても、それはあくまでも善管注意義務違反の有無（＝過失の有無）を審査するに過ぎず、取締役の重過失の有無までも審査するものではないと解すべきであること、および、③取締役の対第三者責任が問題となる場合と対会社責任が問題となる場合の両者間において、取締役に認められる裁量の範囲に差異があるとは必ずしも言い切れず、むしろ、取締役の裁量の範囲を左右するのはあくまで会社の財産状況であること、の3点が指摘されている。

第3章では、第1章および第2章において検討した議論を踏まえた上、ドイツにおける経営判断原則の議論から、わが国の「経営判断原則」について得られる4点が示唆される。

第1に、「経営判断原則」に係る立証責任の問題である。わが国では、取締役の経営判断の失敗に係る任務懈怠責任を株主代表訴訟で追及する場合には、原告株主が、取締役の経営判断が「経営判断原則」の要件を充足しておらず、善管注意義務違反の行為であることを立証しなければならないが、ドイツにおいては、取締役構成員側が立証責任を負うとされる。その理由は、米独間の訴訟上の制度の差異、すなわちアメリカ法と比して証拠収集手段が弱いことにある。この点で、わが国における証拠収集手段に関する法的状況は、ドイツにおけるそれの方が近い。加えて、会社が被告取締役側に補助参加の利益なくしても補助参加できることも踏まえれば、被告取締役が訴訟追行に必要な資料・情報を収集ないし利用することは非常に容易であり、「経営判断原則」の要件具備の立証責任を被告取締役に負担させることになったとしても過重な負担ではない。したがって、わが国においても、取締役の経営判断が「経営判断原則」の要件を具備していることについての立証責任は、株主が代表訴訟により取締役の責任を追及する場合に限り、被告取締役側に負わせるべきであろう、としている。

第2に、取締役による法解釈を要する業務執行の問題である。ドイツ法における議論を参照した上で、法解釈を誤った場合におけるリスクの全てを取締役に負担させることは妥当ではないこと、取締役の任務懈怠責任の判断構造につき、一元説に依拠した上で、取締役の任務懈怠該当性を否定して、法解釈を誤った業務執行をした取締役の任務懈怠責任を否定すべきであること、そして、取締役の善管注意義務違反の有無を判断するに際しては、「経営判断原則」の考え方が取り入れられるべきであるとしている。その上で、取締役が法解釈を要する業務執行当時の状況に照らして、①法解釈の前提となる事実認識段階における不注意な誤りの有無、および、②かかる事実認識を前提とした法解釈の推論過程および内容に著しい不合理さの有無の2点を審査すべきであるという解釈が提示されている。

第3に、取締役会の構成員である取締役の一部に利益相反が認められる場合に、その他の利益相反のない取締役に「経営判断原則」が適用されるか否かの問題である。この問題につき、ドイツ法を手がかりとした検討の結果、利益相反取締役が利益相反の事実を開示していないときは、取締役会内に利益相反取締役がいたとしても利益相反のない取締役に對する「経営判断原則」の適用は否定されるべきではないこと、その上で、利益相反取引の結果として会社に損害が生じた場合には、会社を代表して利益相反取引をした利益相反

のない取締役については任務懈怠が推定されるものの、これを覆すためには、①行為当時の状況に照らして、取締役が意思決定の前提となる事実認識の過程において不注意な誤りがなかったこと、および、②かかる事実認識に基づく意思決定の推論過程および内容に著しい不合理さがなかったことを主張・立証すべきであることが指摘されている。また、利益相反取締役が利益相反の事実を開示しているときに、利益相反のない取締役に「経営判断原則」が適用されるか否かは、利益相反取締役が取締役会の意思決定過程のどの段階まで参加していたかによって決すべきであるとし、利益相反取締役が取締役会の審議段階から排除されている場合ならびに取締役会が必要と認めて利益相反取締役が審議に参加することを認めた場合には、利益相反のない取締役への「経営判断原則」の適用は否定されるべきではなく、利益相反取引により会社に損害が生じた場合には、利益相反のない会社を代表して利益相反取引をした取締役および利益相反取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役については任務懈怠が推定されるものの、当該取締役が任務懈怠の推定を覆すためには、①行為当時の状況に照らして、取締役が意思決定の前提となる事実認識において不注意な誤りがなかったこと、および、②かかる事実認識に基づく意思決定の推論過程および内容に著しい不合理さがなかったことを主張・立証すべきであると論じている。

第4に、「経営判断原則」の立法化の問題である。ドイツでは、経営判断原則を立法化する上で、その要件の一部については規定中の文言を解釈することによって導き出すというアプローチによって解決を図ってきたが、わが国において、「経営判断原則」を立法化するならば、法の透明性および法的安定性の確保および法発展の確保という両者のバランスを図る文言を規定上に用いるという立法技術的課題を解決することが留意されるべきであるとしている。また、ドイツにおいて経営判断原則の立法化を必要とした背景には、経営判断原則の経験が少なく、株主代表訴訟制度の整備とともに経営判断原則を立法化しなければ、取締役構成員はいかなる場合に責任を負うことになるかの法的予測を立てることが困難であったという事情が認められる。わが国においては、裁判例の集積や学説の進展によって、「経営判断原則」の判断枠組みや適用のための要件もほぼ確立されており、取締役のセーフ・ハーバーの確保に経営判断原則の立法化の意義を求めることでは不十分であり、立法化のためには、さらなる意義が必要であるという結論が示されている。

2 本論文の評価

本論文の特徴として、第1に、いわゆる経営判断原則について、ドイツでは立法化という方法により会社法の中に定着させることが選択されているが、本論文は、必ずしも立法化の是非という問題設定にこだわることなく、ドイツにおける経営判断原則の立法化をめぐる議論そのものから、立法化という方法によらない場合においても得られる示唆を求めたという点が挙げられる。すなわち、本論文がドイツに倣って経営判断原則を立法化することの是非、日本においても立法化する場合にどのようなことが問題となるか、という発想によらず、立法化をめぐる議論ではどのような場面が想定されていたか、その際に対立する利益は何か、また日本において当然視されている理解は、ドイツにおいても同様であ

るのか、という視点から検討を進めた点が、本論文における問題の検討を深めているということができよう。現に、本論文は、ドイツのような経営判断原則の立法化を提案する内容にはなっておらず、むしろ、裁判例の集積により判断枠組み自体はほぼ確立しているといえる日本における立法化には慎重な姿勢を見せている。またそのようなドイツにおける立法化を検討していく過程では、ドイツにおける経営判断原則について、その萌芽となる19世紀の学説から、20世紀半ばの有力な学説、その後の判例の形成、展開、また、立法提案をめぐる議論、立法資料、さらには、立法化された規定の解釈をめぐる学説上の議論等が丹念に跡付けられており、ドイツにおける経営判断原則の生成、展開を知る意味で、資料的価値の面でも高く評価することができる。

加えて、本論文はドイツ会社法を比較法の対象としたものではあるが、日本と同様にドイツにおいても、アメリカ法における経営判断原則の議論を踏まえた上での検討がなされているのであり、その意味で、本論文の示す検討過程には、近時、アメリカの会社法における考え方につき、ドイツ、日本でそれぞれどのように受け入れているのか、その違いはどのようなところにあるのか、という問題を、経営判断原則を通して垣間見ることができるものである。これは経営判断原則にとどまらず、アメリカ会社法の法理をドイツ会社法がどのように継受したのかというフィルターを通して再検討するという手法を、部分的にはあるが提示するものであって、この点も本論文の優れた成果の一つである。

第2に、上記のような視点により、ドイツにおける議論から得られた示唆を、日本において現に生成、展開されている経営判断原則の具体的な解釈論に深く結びつけている点が挙げられる。日本においては、取締役・会社間の利益相反が認められる行為については、経営判断原則の適用対象外であるとする理解や、具体的な行為規範を定める規定に違反した場合には、これも経営判断原則の適用対象外であるとする理解が一般的であるが、それほど多くの論拠を示していないのが現状にあって、本論文では、取締役会において、ある行為につき、利益相反の認められる取締役と、利益相反の認められない取締役とが存在し、当該行為に関する取締役会の承認につき、利益相反のない取締役に対する経営判断原則の適用の可否を、利益相反性の開示の有無によって場合分けした上で検討し、一定の場面では、同原則の適用を認めるべきであるとの結論を提示している。また、具体的な法令違反を構成する行為につき、法解釈を必要とする業務執行として、経営判断原則類似の考慮をなすべき必要性を、ドイツの議論から抽出した上、それを慎重に日本法における解釈に結びつけている。

以上のように本論文は、ドイツ会社法における経営判断原則に関する優れた研究であると認められる。しかし、会社法全体との関連からは次の点を指摘することができる。

第1に、ドイツにおける経営判断原則の背後にある、ドイツ株式会社法における取締役の義務と責任について、その基礎となる部分をより手厚く取り扱うこともできたのではないかという点である。それにより、双方の国における取締役の責任法制を比較・対照することで、経営判断原則のみならず、取締役の任務やそれを担保するための制度を、より深く検討することができたのではないかと思われる。

第2に、株主代表訴訟制度との関係を、より掘り下げて扱うこともできたのではないか

と思われる点である。ドイツにおいて、経営判断原則は、株主代表訴訟制度の立法化とともに、いわばアメとムチのような関係において制度化されているものである。日本においても、株主代表訴訟の手数料に関する改正により株主代表訴訟が頻繁に提起されるようになったところ、日本における経営判断原則の嚆矢たる野村証券損失補填事件第1審判決は、まさに同改正と同じ年に下された。すなわち、ドイツ、日本、それぞれの国において、経営判断原則と株主代表訴訟制度の間のバランスが、どのように図られているのかを比較・対照することができれば、より説得力を増したものと考えられる。

しかし、これらの点は本研究のさらなる発展の可能性を示すものであって、本論文全体の価値をいささかも損なうものではない。

3 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2020年6月3日

審査員

主査 早稲田大学教授 福島 洋尚（商法）

副査 早稲田大学教授 尾崎 安央（商法）

早稲田大学教授 鳥山 恭一（商法）

関西学院大学教授 野田 輝久（商法）

3. 修正対照表 (2015 年度から必須)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所	修正内容	
	修正前	修正後
6 頁 14 行 目	長短について論じる。 <u>第二</u> に、2005 年に	長短について論じる。 <u>さらに</u> 、2005 年に
14 頁 注 27	Mestmäcker, a. a. O. (Fn. <u>22</u>)	Mestmäcker, a. a. O. (Fn. <u>26</u>)
16 頁 16 行 目	アラグ・ガルメンベック事件連邦通常裁判所判決 (ARAG/Garmenbeck- <u>Entscheidung</u>) である。	アラグ・ガルメンベック事件連邦通常裁判所判決 (ARAG/Garmenbeck- <u>Entscheidung</u>) である。
17 頁 15 行 目	デュッセルドルフ地方裁判所 (<u>Düsseldorf LG</u>)	デュッセルドルフ地方裁判所 (<u>LG Düsseldorf</u>)
17 頁 17 行 目	デュッセルドルフ上級地方裁判所 (<u>Düsseldorf OLG</u>)	デュッセルドルフ上級地方裁判所 (<u>OLG Düsseldorf</u>)
20 頁 5 行目	① <u>ウルマー</u> による立法提案	① <u>Ulmer</u> による立法提案
20 頁 9 行目	(1) <u>ウルマー</u> による立法提案	(1) <u>Ulmer</u> による立法提案
22 頁 13 行 目	(4) 2004 年までの経営判断原則の立法化動き	(4) 2004 年までの経営判断原則の立法化の <u>動き</u>
23 頁 36 行 目	経営判断原則の立法化を最初に提案した <u>ウルマー</u> が	経営判断原則の立法化を最初に提案した <u>Ulmer</u> が
33 頁	Goette/Habersack/ <u>Susanne</u> (Hrsg.),	Goette/Habersack/ <u>Kalss</u> (Hrsg.),

注 88		
37 頁 23 行 目	取締役構成員の行為が法令違反行為であること理由に	取締役構成員の行為が法令違反行為であることを理由に
51 頁 注 180	BGH, <u>Urteil vom 30. 04. 2014 - VIII ZR 103/13-</u> , NJW 2014, 2720.	BGH, Urteil vom 30. 04. 2014 - VIII ZR 103/13-, NJW 2014, 2720. (下線を削除)
52 頁 17 行 目	それが奏功すれば <u>一</u> 利益を	それが奏功すれば <u>一</u> 利益を
57 頁 注 197	Die Legalität <u>sp</u> pflicht des Vorstands	Die Legalität <u>sp</u> pflicht des Vorstands
65 頁 注 223	Goette/Habersack/ <u>Susanne</u> (Hrsg.),	Goette/Habersack/ <u>Kalss</u> (Hrsg.),
69 頁 17 行 目	事後的に確定する (<u>feststellen</u>) ことはできない	事後的に確定する (<u>feststellen</u>) ことはできない
76 頁 1 行目	すること <u>で</u> できるかについて	すること <u>が</u> できるかについて
79 頁 11 行 目	計算書類附属明細書 <u>つ</u> いての	計算書類附属明細書 <u>に</u> ついての
94 頁 10 行 目	排除されるわけではなく、 <u>むしろ</u> 、「経営判断原則」	排除されるわけではなく、 <u>むしろ</u> 、「経営判断原則」
94 頁 20 行 目	審査するにつき、 <u>二次元的審査基準型の</u> 「経営判断原則」を採用	審査するにつき、「経営判断原則」を採用
96 頁 注 331	自民党・前掲注 (331) 29 頁。	自民党・前掲注 (330) 29 頁。
96 頁 注 334	株主代表訴訟制度研究会・前掲注 (334) 18 頁。	株主代表訴訟制度研究会・前掲注 (333) 18 頁。
97 頁 24 行 目	具体的な立法提案 <u>に</u> するに至っている	具体的な立法提案 <u>を</u> するに至っている
97 頁 注 337	森田・前掲注 (337) 90 頁	森田・前掲注 (336) 90 頁
97 頁	森田・前掲注 (337) 100 頁	森田・前掲注 (336) 100 頁

注 338		
98 頁 注 341	森田・前掲注 (337) 211-212 頁。	森田・前掲注 (336) 211-212 頁。
102 頁 11 行 目	政策的根拠を適用するからである。	政策的根拠が妥当するからである。
102 頁 注 349	大杉・前掲注 (330) 311 頁	大杉・前掲注 (329) 311 頁
103 頁 14 行 目	しないというのを適用でないということ を根拠に	しないということは妥当でないという ことを根拠に
104 頁 注 356	田中・前掲注 (349) 406 頁	田中・前掲注 (348) 406 頁
106 頁 注 358	池島・前掲注 (358) 73 頁	池島・前掲注 (357) 73 頁
107 頁 注 360	並木・前掲注 (360) 116-117 頁	並木・前掲注 (359) 116-117 頁
107 頁 注 360	森本・前掲注 (360) 39 頁	森本・前掲注 (359) 39 頁
127 頁 注 370	菊田・前掲注 (369) 11 頁	菊田・前掲注 (368) 11 頁
128 頁 注 373	小出・前掲注 (369) 112 頁	小出・前掲注 (368) 112 頁
128 頁 注 373	武田・前掲注 (369) 118 頁	武田・前掲注 (368) 118 頁
130 頁 1 行目	用いることを適用ではないだろう。	用いることは妥当ではないだろう。
131 頁 注 382	吉原・前掲注 (370) 339 頁	吉原・前掲注 (369) 339 頁
136 頁 注 387	大杉・前掲注 (330) 317 頁	大杉・前掲注 (329) 317 頁
136 頁 注 389	大杉・前掲注 (330) 318 頁	大杉・前掲注 (329) 318 頁
137 頁 注 391	大杉・前掲注 (330) 318 頁、田中・前 掲注 (388) 11 頁。なお、松尾・前掲注 (389) 23 頁参照。	大杉・前掲注 (329) 318 頁、田中・前 掲注 (387) 11 頁。なお、松尾・前掲注 (388) 23 頁参照。
137 頁 注 393	田中・前掲注 (388) 8 頁	田中・前掲注 (387) 8 頁

139 頁 注 399	潮見・前掲注 (393) 38 頁	潮見・前掲注 (392) 38 頁
140 頁 17 行 目	被告取締役や——株式会社側が被告取締役に補助参加している場合には株式会社——に対して	被告取締役——株式会社側が被告取締役に補助参加している場合には株式会社——に対して
140 頁 注 401	田中・前掲注 (388) 8 頁、大杉・前掲注 (330) 317 頁。	田中・前掲注 (387) 8 頁、大杉・前掲注 (329) 317 頁。
141 頁 注 406	前田・前掲注 (394) 438 頁	前田・前掲注 (393) 438 頁
143 頁 注 409	大杉・前掲注 (330) 323 頁	大杉・前掲注 (329) 323 頁
143 頁 注 410	岩原・前掲注 (370) 249 頁	岩原・前掲注 (369) 249 頁
144 頁 注 412	森本・前掲注 (411) 267 頁	森本・前掲注 (410) 267 頁
145 頁 注 413	大杉・前掲注 (330) 326-328 頁	大杉・前掲注 (329) 326-328 頁
145 頁 注 415	森本・前掲注 (415) 297 頁	森本・前掲注 (414) 297 頁
145 頁 注 417	前田・前掲注 (394) 492 頁、江頭・前掲注 (407) 417 頁、森本・前掲注 (415) 298 頁	前田・前掲注 (393) 492 頁、江頭・前掲注 (406) 417 頁、森本・前掲注 (414) 298 頁
146 頁 注 419	前田・前掲注 (394) 492 頁	前田・前掲注 (393) 492 頁
146 頁 注 420	前田・前掲注 (394) 492 頁	前田・前掲注 (393) 492 頁
147 頁 注 421	三浦・前掲注 (399) 96 頁	三浦・前掲注 (398) 96 頁
147 頁 注 421	田中・前掲注 (388) 4 頁	田中・前掲注 (387) 4 頁
147 頁 注 421	田中・前掲注 (388) 5 頁参照	田中・前掲注 (387) 5 頁参照
147 頁 注 422	北村・前掲注 (422) 225 頁	北村・前掲注 (421) 225 頁
155 頁 15 行 目	<i>Goette/Habersack/Susanne</i> (Hrsg.), Münchener Kommentar zum Aktiengesetz,	<i>Goette/Habersack/Kalss</i> (Hrsg.), Münchener Kommentar zum Aktiengesetz,

以 上